

巻末資料① 事業の進捗状況

「第四次滋賀県環境総合計画（以下「環境総合計画」といいます。）」は、滋賀県環境学習推進計画や滋賀県低炭素社会づくり推進計画など、滋賀県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものです。

同時に環境総合計画は、県政を総合的に推進する指針である「滋賀県基本構想（以下「基本構想」といいます。）」の環境分野を担っており、環境総合計画に関連する事業は、基本構想の7つの重点政策の一つである「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」に位置付けられています（全56事業）。

このことから、環境総合計画の事業の進捗を示すものとして、以下に基本構想「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「平成30年度の目標とする指標」および関連する事業（抜粋）の進捗状況を掲載します。

※出典：「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略実施計画進捗状況」（滋賀県ホームページ「滋賀県基本構想」で検索）

滋賀県基本構想「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の進捗状況

●平成30年度の目標とする指標

	策定時 (H25年度)	基準 H26年度	実績 H27年度	実績 H28年度	実績 H29年度	H30年度 (目標)	H29達成率 (達成度)
○琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	879トン (速報値)	880トン (確定値)	979トン (確定値)	947トン (確定値)	(947トン) (H26年度)	1,400トン	(12.9%)
○琵琶湖水質に関する新たな指標の導入	—	懇話会の設置	懇話会・審議会での検討	○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画に「生態系保全を視野に入れたTOC等による水質管理手法の検討」を位置付け ○環境省の競争的資金を活用した研究の開始 ○懇話会・審議会での検討	○環境省の競争的資金を活用した研究の実施 ○内閣府の地方創生推進交付金を活用した研究の開始 ○懇話会・審議会での検討 ○政府提案の実施	新たな指標の導入	目標の半ば程度まで達成
○再生可能エネルギーの発電導入量（再掲）	22.2万kW	37.9万kW	51.8万kW	61.4万kW	集計中	47.2万kW	—
○低炭素社会づくり学習講座の受講者数	3,244人	—	3,506人	7,423人 (累計)	10,966人 (累計)	15,000人 (累計)	73.1%
○環境保全行動実施率	67% (H26)	67%	81%	66%	71%	73%	66.7%

●環境総合計画の基本目標に関連する事業の進捗状況

■環境総合計画の基本目標 I

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
A 木育推進事業 木育に取り組む人材の育成や木製玩具等の木製品の活用を通じて県産材の利用拡大を進めるとともに、市町が取り組む県産材を活用した木育活動について支援を行う。	新生児や乳幼児を対象とする森林環境学習（木育）推進のための市町支援 19市町（H27～H31累計）	乳幼児に向けた木育に取り組む市町数				
		2市町	3市町	4市町	5市町	5市町
		2市町	3市町	4市町		
（事業の評価・課題・今後の対応等） ○市町に対し木育活動を支援することにより、新生児や乳幼児を対象とする木育活動は広がりつつある。 ○今後、様々な世代を対象に木材利用への愛着を高めるため、木育に取り組む幅広い人材の育成を図るとともに、木製玩具等の木製品の活用を通じて、県産材の利用拡大を進める。						
B ウッド・ジョブ体感事業 「やまのこ」学習を経験した生徒に対して市町が実施する林業職場の体験の場を提供する事業に対して支援する。	林業職場体験実施中学校数 18校（H27～H30累計）	林業職場体験実施中学校数				
		4校	4校	5校	5校	
		4校	4校	4校		
（事業の評価・課題・今後の対応等） ○地域の森林・林業関係者の協力を得ながら、4校で実施できた。 ○地域ごとに特色ある体験メニューを提供しているが、学校現場とも相談して更なる内容充実を図っていく。						

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
体系的な環境学習推進事業 環境学習の体系的・総合的な推進を図るため、「遠征型環境学習推進計画」の策定を行うとともに、幼児の自然体験型環境学習や小学校における多様な環境学習の推進等を行う。	B 幼児の自然体験型環境学習推進計画の策定（H27～H31累計）	遠征型環境学習推進計画の策定				
		策定回 1回	策定回 1回	策定回 1回	策定回 1回	策定回 1回
	A 幼児の自然体験型環境学習推進計画の策定（H27～H31累計） 実施回数 12回（H27～H31累計）	県内幼稚園、保育所の保育者に対する「幼児の自然体験型環境学習実践学習会」の実施				
5回（2回参加）		5回（2回参加）	5回（2回参加）	5回（2回参加）	5回（2回参加）	
A 環境学習活動者交流会の開催回数 4回（H27～H30累計）	環境学習活動者交流会の開催					
	1回	1回	1回	1回	1回	
	1回	1回	1回	1回	1回	
B 県内の環境学習活動の企画・実施 企画・実施件数 300件（H27～H30累計）	環境学習活動の企画・実施					
	30件	30件	30件	30件	30件	
	150件	121件	31件			
B 1事業の評価・実施・今後の対応等 ○環境学習活動者交流会を開催し、活動者が取組事例を発表するとともに、意見交換等を行うことで、活動者同士の連携が深まる上にも、取組を強化させる機会となった。 ○環境学習に取り組む県民、地域団体、NPO、学校、事業者、行政などの主体的な取組の展開やネットワークづくりを支援することができた。						
A 「環境情報博物館フェスティバル」の開催 イベントへの参加企業・団体数 16（H27～H28累計）	「環境情報博物館フェスティバル」の開催					
	イベントへの参加企業・団体数	イベントへの参加企業・団体数	イベントへの参加企業・団体数	イベントへの参加企業・団体数	イベントへの参加企業・団体数	
	5/4(土)・5/5(日) 参加企業・団体数 200社(参加を要しない)	11/22(土)・23(日) 参加企業・団体数 140社(参加を要しない)	8/9(土)・10(日) 参加企業・団体数 200社(参加を要しない)			
A 環境情報博物館「私の環境情報展」の開催 写真応募点数100点 応募者110名 さらに30社を中心にフェスティバルの開催を告知するキャンペーン開催 2/29～3/20	環境情報博物館「私の環境情報展」の開催					
	写真応募点数100点	0(H27は終了)				
	応募者110名 さらに30社を中心にフェスティバルの開催を告知するキャンペーン開催 2/29～3/20					
A 環境情報博物館「環境情報フェスティバル」の開催 16会場（H27～H28累計）	環境情報博物館「環境情報フェスティバル」の開催					
	関西圏を中心に実施(11会場：4会場)	関西圏を中心に実施(11会場：4会場)	東海圏・北関東圏を中心に実施(11会場：4会場)	東海圏・各都府を中心に実施(11会場：4会場)		
	関西圏を中心に実施(11会場)	関西圏を中心に実施(11会場)	関西圏を中心に実施(11会場)			
A 広報・メディア戦略の展開 関西圏での情報誌の知名度 50%	広報・メディア戦略の展開					
	広報誌「環境情報」の展開 関西圏での情報誌の知名度 50%	全国的な展開の実施 情報誌の知名度 30%	広報誌「環境情報」の展開 全国的な展開の実施 情報誌の知名度 50%	全国的な展開の実施 情報誌の知名度 50%	全国的な展開の実施 情報誌の知名度 50%	
	環境情報フェスティバルの開催 フェスティバルの開催の期間に広報誌「環境情報」を配布し、広報誌を普及	フェスティバル開催の期間に広報誌「環境情報」を配布し、全国的に展開	フェスティバル開催の期間に広報誌「環境情報」を配布し、全国的に展開			
B 企業連携の積極的な推進 寄付金15,000万円（H27～H31累計）	企業連携の積極的な推進					
	企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金2,000万円	企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金2,000万円	企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金2,000万円	企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金2,000万円	企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金2,000万円	
	寄付金等 2,417万円	寄付金等 1,423万円	寄付金等 2,343万円			

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
新琵琶湖博物館創造推進事業 A	会員制度「倶楽部LBM」の創設 会員数累計 18,000人	会員制度「倶楽部LBM」の創設				
		会員募集・登録 会員数3,000人	会員募集・登録 会員数7,000人	会員募集・登録 会員数12,000人	会員募集・登録 会員数18,000人	会員募集・登録 会員数18,000人
		会員数 1,647人	会員数 7,525人	会員数 13,740人		
		(事業の評価・課題・今後の対応等) ○企業のCSR活動を発信するなど、企業・団体の参画により博物館活動と企業等との連携を図ることができた。 ○積極的な広報活動の展開、フェスティバルの開催、サテライトミュージアムの実施などにより、博物館活動のPRを行い、来館者数の増加や倶楽部LBMの会員獲得につながった。 ○今後は、これらの取組を継続し、企業・団体との連携を更に深めるとともに、来館者の一層の増加を図っていく。				

■環境総合計画の基本目標Ⅱ

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
国立環境研究所移転関連事業 A A A	国立環境研究所と滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの研究者等が参画した共同研究の拠点として、国立環境研究所の湖沼環境研究分野の「分室」を滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内に設置する。このため、平成28年度に準備チームを両機関で発足させるとともに、共同研究に着手する。これによって、我が国の湖沼環境研究をリードする国立環境研究所と滋賀県琵琶湖環境科学研究センターとの連携強化を図るとともに、地元の大学・企業等を巻き込んだ湖沼環境研究の更なる発展と研究成果の活用・実用化を図る。	琵琶湖分室の設置				
				前年度準備チームにおける協議に基づく琵琶湖分室の設置		
				平成29年4月に琵琶湖分室が設置された。		
		共同研究の実施				
				前年度準備チームにおける協議に基づく共同研究の実施	共同研究の実施	共同研究の実施
				新たな水質管理の手法、水草の適正管理、在来魚介類の回復に関する共同研究を実施した。		
				研究成果の活用・実用化		
	産学官連携の場「しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会」の開催等による研究成果の活用・実用化		<ul style="list-style-type: none"> 「しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会」開催による情報交流等の実施 データベースのシステム設計 	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の開催（研究成果の活用検討） データベースの設置、運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の開催（研究成果の活用検討） データベースの運用 	
		(事業の評価・課題・今後の対応等) ○平成29年4月に「国立環境研究所琵琶湖分室」が設置され、琵琶湖分室と琵琶湖環境科学研究センターが中心となって、新たな水質管理の手法等に関する共同研究を実施することができた。 ○また、分科会を3回開催し、延べ200人の参加の中で具体的な技術開発テーマ等の検討を行った。 ○今後、琵琶湖分室との共同研究を推進するとともに、分科会において実用化に向けた技術開発を進める必要がある。また、データベースの設置に向けた手続きや関係者との調整を進める必要がある。				
水草刈取事業 A	生活環境への悪影響を軽減するため、緊急性や公共性の高い箇所を表層刈取り8,630トン（H27～H31累計）を実施する。	表層刈取り				
		重量 960トン	重量 1,310トン	重量 2,120トン	重量 2,120トン	重量 2,120トン
		重量 1,473トン	重量 1,176トン	重量 2,402トン		
		(事業の評価・課題・今後の対応等) ○計画した水草刈取事業を実施することができた。 ○今後も引き続き水草繁茂による生活環境への悪影響を軽減するため、表層刈取りを実施していく。				

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
水庫敷設事業 水庫の大規模化による湖沼の停滯、湖沼の劣化など自然環境劣化等への影響を低減するため、内湖の水庫の新設工事を実施する。	自然環境劣化等への影響を低減するための新設工事を実施し、99ha（H27～H31累計）	湖沼新設工事				
		面積 380ha	面積 325ha	面積 490ha	面積 415ha	面積 545ha
水質環境分野における技術協力プロジェクト 「JICA水質改善推進事業」と連携して、中国湖南省に対し内水環境に係る技術援助と普及啓発を行うとともに、ベトナム国タプソン省に対し技術援助を行うことにより、本県の内水環境改善の促進、発展および県内企業の海外展開の足掛かりとなることを目指す。	JICA事業等と連携し、中国湖南省およびベトナム国タプソン省の各環境ビジネス関連団体の発足の支援 JICA事業評価委員会 1回（H27） 現地調査、現地ワークショップ、JICA事業報告会 各1回（H27～H28） ビジネスセミナー 4回（H27～H28累計）	水質環境ビジネス展開支援のための技術援助				
		JICA事業評価委員会・セミナー（湖南省にて各1回開催）	現地調査 1回（ビジネスセミナー 1回）	現地ワークショップ 1回（ビジネスセミナー 1回）	JICA事業報告会 1回（ビジネスセミナー 1回）	
マザーレイタフォーラム推進事業 多様な主体が思いと課題を共有し、活発・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイタ計画の進捗管理および評価・報告を行う場となるマザーレイタフォーラムを推進する。	マザーレイタフォーラムへの多様な団体参加 累計 200団体 参加 100団体での実施 1回	マザーレイタフォーラムの推進				
		累計 100団体	参加 100団体	累計 100団体	参加 100団体	累計 100団体
早稲内湖再生事業 早稲内湖再生事業の推進に必要なポンプ設備、内湖建設工事を実施する。 《地域情報》 湖北	早稲内湖の再生のためのポンプ設備、内湖建設工事の整備	排水ポンプ設備および内湖建設工事の実施				
		設備改善実施設計 工事（排水ポンプ設備） 工事（排水ポンプ設備）	工事（排水ポンプ設備） 工事（排水ポンプ設備）	工事（北区内湖再生） 工事（北区内湖再生）	工事（北区内湖再生） 工事（北区内湖再生）	工事（北区内湖再生） 工事（北区内湖再生）
【事業の評価・課題・今後の対応等】 ○排水ポンプ設備改善設計が完了しました。 ○今後も引き続きポンプ設備工事等を実施していく。						

事業概要	事業目標	年度計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
<p>「琵琶湖湖底再生ステップアップ」プロジェクト～満洲さんと一緒に～ 本野井湖を本プロジェクトの調査拠点と位置付けてヤギルを設定し、南湖本域では本草取りや外来魚駆除、種苗配布による水産資源の回復、漁獲の再生を図り、北湖本域では生態系循環型の機動改善による水産資源の増大を図る。</p>	<p>湖底再生での水産物こそが 陸産による環境回復の改善と 種苗の移動距離の確保 100kg(毎年9割削減)</p> <p>湖底再生での魚介した外来魚 駆除 電気ショック20日 削減すくい 90人(100)</p> <p>湖底再生湖底再生へのホン モロコシ存魚 - ニゴロブナ存 魚の確保 ホンモロコシ存魚200万尾(100) ニゴロブナ存魚 200万尾(100)</p> <p>下湖岸の水産物こそが陸産 による環境改善 100kg(毎年削減)</p> <p>南湖北湖の水産物こそが陸 産による環境改善と種苗の 移動距離の確保 100kg(毎年9割削減)</p> <p>湖底再生水産物の確保 ワタス 100万尾(100)～150万 尾 (100～150)削減</p> <p>ホンモロコシ存魚100万 尾 (100)</p> <p>外来魚種苗の確保 100万尾(100)～150(150)</p>	<p>湖底再生での水産物こそが陸産による環境改善と種苗の移動距離の確保</p>				
		<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>
		<p>湖底再生での魚介した外来魚駆除</p>				
		<p>電気ショック 20日 削減すくい 90人</p>	<p>電気ショック 20日 削減 90人 削減すくい 90人</p>	<p>外来魚の生息状況に応じて設定</p>		
		<p>電気ショック 20日 削減すくい 90人</p>	<p>電気ショック 20日 削減 90人 削減すくい 90人</p>			
		<p>湖底再生湖底再生へのホンモロコシ存魚 - ニゴロブナ存魚の確保</p>				
		<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>	<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>	<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>	<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>	<p>ニゴロブナをホン モロコシの再生要求 量を確保して取組 量を設定</p>
		<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>	<p>ニゴロブナ存魚 200万尾 ホンモロコシ存魚 200万尾</p>			
		<p>下湖岸の水産物こそが陸産による環境改善</p>				
		<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>
		<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>			
		<p>南湖北湖の水産物こそが陸産による環境改善と種苗の移動距離の確保</p>				
		<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>
		<p>取組実績 100kg</p>	<p>取組実績 100kg</p>			
		<p>琵琶湖を再生地(リターン地)の取組</p>				
		<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>
		<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>			
		<p>ホンモロコシ存魚の取組</p>				
		<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>	<p>ホンモロコシの再生 要求量を確保して 取組量を設定</p>
		<p>取組実績 100万尾</p>	<p>取組実績 100万尾</p>			
<p>9年間の取組による水産資源の確保</p>						
		<p>100万尾</p>	<p>100万尾</p>			
<p>【事業の評価・課題・今後の対応等】 ○計画どおり本域湖底再生を推進でき、水産物の生息環境改善に貢献した。また、水産物を確保するにあたりワタスを削減し、水産物の確保に貢献した。 ○本野井湖においてホンモロコシの再生要求量の確保が確認されており、事業の効果が表れつつある。 ○コゴロブナについては、現在のところホンモロコシのような効果が認められないことから、その取組を検討するとともに、主な要因と考えられる外来魚の駆除対策を積極的に進める必要がある。</p>						

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
有害外来魚ゼロ作戦事業 ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するための外来魚駆除を実施する。	B 外来魚の積極的な駆除による生息量の低減 外来魚の捕獲 1,050トン (H29～H31累計) B 外来魚稚魚の捕獲 1,800万尾 (H29～H31累計)			既存漁法・電気ショックボートを用いた外来魚の捕獲		
				350トン	350トン	350トン
				164トン		
					タモ網すくいによる外来魚稚魚の捕獲	
				600万尾		H30以降は施策4-1「琵琶湖漁業再生ステップアッププロジェクト」に事業を再編
				329万尾		
(事業の評価・課題・今後の対応等) ○平成29年度においても、国から県漁連への補助金(全国内水面漁業協同組合連合会:全内 経由)が県漁連の要望額よりも不足していたが、駆除量が低調であったことから、平成27年度および平成28年度のような年度途中における事業の一時中断という事態は発生しなかった。 ○気象状況等による駆除量低迷や過年度における事業中断の影響により、駆除が進まず、生息量が平成26年から増加へ転じている。 ○平成29年においても、梅雨時期の少雨による外来魚の不活発化などで捕獲率が低下し、駆除が進まなかった。 ○引き続き、県漁連とともに国・全内に対して、外来魚対策への更なる支援の要望を行っていくとともに、県としても水産試験場が開発する駆除技術を速やかに活用し、駆除量確保を目指した取組を進めていく。						
水源林保全対策事業 平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進してきたが、深刻化する鳥獣害や他道県で判明した目的不明な水源林の取得など、新たな課題に直面しており、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐために、これらの課題に的確に対応する水源林保全のための取組を行う。	A 水源林保全地域内における林地取引の事前届出制度の定着 A 水源林保全に必要な巡視活動の実施 A 水源林保全の意識や気運を醸成するための森林生態系サービスの評価と県民への情報発信	制度説明会の開催				
		説明会の開催 制度定着	(H27で終了)			
		説明会の開催7回				
		巡視活動 延べ700日	巡視活動 延べ700日	巡視活動 延べ700日	巡視活動 延べ700日	巡視活動 延べ700日
		659日	711日	722日		
		水源林の公的機能評価	水源林公的機能の評価	水源林公的機能の評価、機能評価情報の発信	機能評価情報の発信	機能評価情報の発信
仮想評価法(CVM)による評価を実施	CVMおよびコンジョイント分析による評価を実施、森林審議会で報告	研修会等での情報発信(4回)				
(事業の評価・課題・今後の対応等) ○各地域における着実な巡視活動によって、違法伐採を抑止することができた。あわせて、土砂流出等の災害の予兆に気を配り、水源林の保全に努めた。 ○今後とも巡視活動を継続し、過度な伐採等を監視するとともに、水源林の重要性を県民に理解していただけるよう、機能評価情報等を発信していく。						
外来生物対策 「オオバナミズキンバイ」、「ナガエツルノゲイトウ」等の侵略的外来水生植物は、琵琶湖の生態系への悪影響などを引き起こすことが懸念されることから、琵琶湖外来水生植物対策協議会による徹底的な駆除を支援する。 また、外来生物についての普及啓発を行うとともに、県民やNPO法人、市町などの多様な主体による外来種の監視と駆除活動を支援し、外来種の駆除を促進するとともに、新たな侵入種の早期防除を図る。 [関連事業] ・侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 ・外来生物防除対策事業	A オオバナミズキンバイの根絶(H30)	オオバナミズキンバイの駆除				
		面積 30,000㎡	面積 9,000㎡	管理可能な状態における監視と早期駆除	根絶	
		面積 43,000㎡	駆除面積18.5万㎡ 残存面積約13万㎡	駆除面積約7万㎡ (ナガエツルノゲイトウを含む) 残存面積約8万㎡		
		(事業の評価・課題・今後の対応等) ○継続的な巡回・監視により群落の復活を抑え、管理可能な状態を維持している箇所を増加させることができた。 ○県漁業協同組合連合会・NPO法人・市町などの多様な主体による監視と駆除活動を支援し、早期防除を図った。 ○大規模群落の再生防止など生育面積を一定程度抑制できたものの、継続的な巡回・監視が必要な箇所は増加しており、引き続き予断を許さない状況である。 ○瀬田川下流域での生育が新たに確認されており、琵琶湖からの流出防止に向けた一層の取組と、河川管理者である国土交通省との連携を推進していく。 ○今後も一定の駆除量が見込まれるため、仮置き場や処分場の確保も課題である。				

事業概要	事業目標	年次計画				
		H27	H28	H29	H30	H31
野生動物被害対策 生息数の増加、生息区域の拡大に伴い深刻化しているニホンジカによる農林業被害および森林生態系被害を防止するため、市町等が行う捕獲に対して助成を行う。 〔関連事業〕 ・ニホンジカ対策事業 ・(湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業、指定管理鳥獣捕獲等事業、ニホンジカ広域管理捕獲実施事業、地域ぐるみ捕獲推進事業) ・しがジビエ活用拡大事業	ニホンジカ年間捕獲数 年間 16,000頭(～H28) ニホンジカ生息数の半減を目標とした年間捕獲数(H29～)	ニホンジカの捕獲				
		16,000頭	16,000頭	19,000頭	19,000頭	16,000頭
		13,950頭	16,279頭(許可捕獲および狩猟捕獲)	約14,000頭の見込み(集計中)		
(事業の評価・課題・今後の対応等) ○平成29年8月、10月の台風により林道等アクセス道路が被災したため、捕獲日数が減少するなどの原因により目標の達成は困難な状況である。 ○市町を跨ぐ高標高域4地域(比良、鈴鹿、霊仙、伊吹)において、県が捕獲に取り組んだ。 ○第2種特定鳥獣管理計画に基づき、狩猟期間の拡大や「わな猟」による捕獲促進による捕獲数の増加により、捕獲目標の達成に向けて取り組む。						
新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 新たに発生もしくは急速に生息数が増加しているコロニー(営巣地)等において実施する捕獲への助成を行う。	本県の春期生息数の90%以上を捕獲(毎年) ※水産課事業等と連携して実施	カワウの捕獲				
		本県の春期生息数の90%以上を捕獲	本県の春期生息数の90%以上を捕獲	本県の春期生息数の90%以上を捕獲	本県の春期生息数の90%以上を捕獲	本県の春期生息数の90%以上を捕獲
		96.7%(7405羽)	96.9%(6,338羽)(すべて許可捕獲分)	71.5%(5,551羽)(速報値)		
(事業の評価・課題・今後の対応等) ○本事業では2か所の新規コロニー等において、奥の洲で270羽、大正池で153羽のカワウの捕獲をそれぞれ実施した。 ○県全体において、春期生息数7,767羽に対し71.5%、5,551羽のカワウの捕獲を実施した。(速報値) ○県内におけるカワウの生息数はこれまでの対策により減少しているが、生息が分散し新たに形成、もしくは生息数が急激に増加しているコロニー等が出現していることから、今後とも早期の対策が必要である。						

■環境総合計画の基本目標Ⅲ

事業概要	事業目標	年次計画			
		H27	H28	H29	H30
滋賀県気候変動適応策検討事業 新たに滋賀県や琵琶湖における気候変動やその影響を分析・予測し、その気候変動の影響に適応していくための対策(適応策)を全庁的に検討する。	滋賀県や琵琶湖における気候変動やその影響の分析・予測のとりまとめ	気候変動の影響評価			
		気候変動の現状把握、将来予測調査		(H27で終了)	
		気候変動の現状把握、将来予測調査			
	気候変動の影響に適応していくための適応策の策定(H28) 適応策の普及・推進	適応策の策定および普及・推進			
		全庁的な検討	適応策の策定	適応策の普及・推進	
A	庁内関係20所属で「気候変動適応策ワーキンググループ」を設置・検討	・滋賀県低炭素社会づくり推進計画の中で適応策の取組みを設定 ・啓発パンフレットの作成		・進行管理の実施	
		(事業の評価・課題・今後の対応等) ○推進計画に掲げる適応策の取組について進捗状況の確認を行い、環境審議会温暖化対策部会に報告した。 ○今後は、適応策の推進に向けた体制の検討を進め、更なる適応策の推進に繋げていく。			
B	低炭素社会づくり学習講座の受講者数 15,000人(H27～H30累計)	低炭素社会づくり学習講座の実施			
		3,750人	3,750人	3,750人	3,750人
		3,506人	3,917人	3,543人	
(事業の評価・課題・今後の対応等) ○本事業により、学校や地域において、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた取組が推進された。 ○少人数によるワークショップ形式の講座を多く実施したため、受講者は目標人数に達しなかったが、参加型でより実践に結びつきやすい講座を開講することができた。 ○学校や地域と一層連携し、継続的に幅広く低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。					

事業概要	事業目標	年次計画			
		H27	H28	H29	H30
<p style="text-align: center;">A</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>産業廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>不法投棄等の未然防止、早期発見による事案の是正や拡大防止に取り組むため、民間委託パトロール、不法投棄通報窓口の周知、小型監視カメラの整備等の対策を一層強化し、地域住民等の協力も得ながら、不法投棄等を許さない地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、発生年度内における解決率85%以上を継続</p>	民間委託による早朝夜間休日の監視/パトロール			
		114日×3地域	114日×3地域	114日×3地域	114日×3地域
		114日×3地域	114日×3地域	114日×3地域	
		監視通報機器の整備・活用			
		監視カメラ整備12台・活用	監視カメラ活用	ドローン整備1台 監視カメラ活用	ドローン活用 監視カメラ活用
		監視カメラ整備21台・活用	ドローン整備1台・活用 監視カメラ活用	ドローン整備1台・活用 監視カメラ活用	
		民間航空機・県防災ヘリ活用による広域監視			
		実施回数2回	実施回数2回	実施回数2回	実施回数2回
		実施回数3回	実施回数3回	実施回数2回	
		地域住民との協働による不法投棄の原状回復			
		3事案	3事案	3事案	3事案
		4事案	2事案	3事案	
		<p>(事業の評価・課題・今後の対応等)</p> <p>○新規発生事案の年度内解決率は91.4%で、事案の早期解決や拡大防止に効果があった。</p> <p>○継続事案の解決率は17.9%であり、新規分の年度内解決率を維持しながら、継続事案の解決率の向上を図っていく必要がある。</p>			

巻末資料② 滋賀県・琵琶湖の特徴

滋賀県の特徴

本県は日本列島のほぼ中央に位置し、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接しています。

面積は国土の総面積の約1%を占めており、中央には県土の総面積の約6分の1を占める、わが国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良など1,000mを超える高い山々に囲まれています。

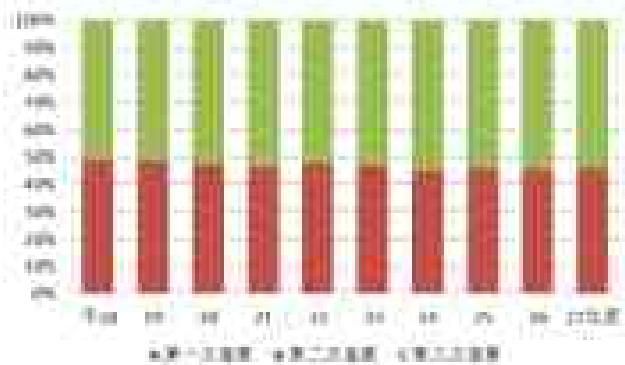
琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。

●産業構造

<統計課>

本県は全国有数の内陸工業県であり、県内総生産に占める第二次産業の割合45.2%で全国第1位となっています。

◆県内総生産の構成比の推移



【出典：滋賀県統計課「平成27年滋賀県民経済計算」】

●人口の変化

<統計課>

平成29年(2017年)10月1日現在の県推計人口は1,412,956人です。

この1年間で123人(0.01%)減少しました。

◆本県の人口および増加率



琵琶湖の特徴

<環境政策課>

琵琶湖の最も狭くなったところに琵琶湖大橋があり、これより北側を北湖、南側を南湖といい、両者は様々な面で性格が異なります。

琵琶湖には、大小約450本の河川が流れこみ、瀬田川と人工の琵琶湖疏水から流れ出します。計算上、湖の水が全部入れ替わるには約19年かかります。

琵琶湖は日本最古の湖でもあります。今の湖は100万年以上昔にでき始め、祖先となる湖を含めると440万年もの歴史をもつ世界有数の「古代湖」です。長い歴史と変化に富む環境をもつ琵琶湖は生物相が豊かで、約600種の動物と約500種の植物が生息し、ビワマスやセタシジミなどの固有種も多く見られます。

■古代湖

例外的に寿命の長い湖で、多くの固有種が進化する場です。バイカル湖やタンガニイカ湖など、世界中で20ほどの湖が古代湖として知られています。

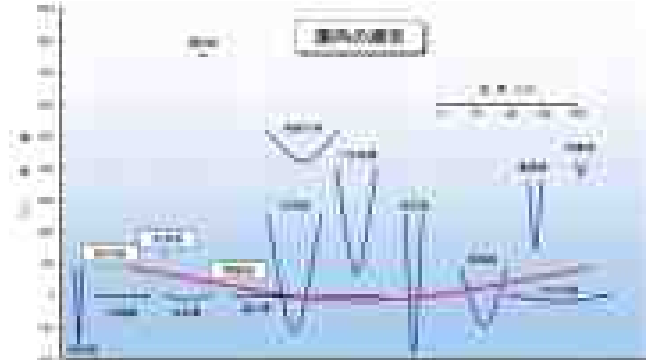
■固有種

限られた地域・水域にしか分布しない生物のこと。琵琶湖は、日本でも抜きん出て固有種の多い湖で、60種以上が知られています。

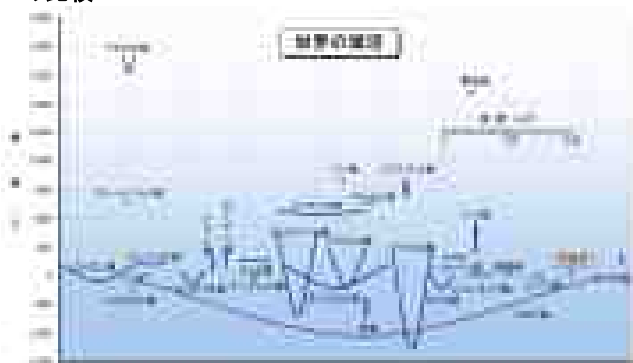
琵琶湖の集水域		3,174km ²
琵琶湖の大きさ	面積(※)	669.26km ² (北湖:南湖=618.0km ² :50.7km ² ≒12:1)
	南北の延長	63.49km
	最大幅	22.8km
	最小幅	1.35km
水深	周囲	235.20km
	最も深いところ	103.58m
貯水量	平均の深さ	41.20m
		275億m ³ (北湖273億m ³ 、南湖2億m ³)

※総面積は、平成29年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)の数値を引用。北湖と南湖の各面積は、GISデータ(琵琶湖環境科学研究センター)の数値を引用。

◆国内のおもな湖沼の特徴(面積、深さ、標高)の比較



◆世界のおもな湖沼と琵琶湖の特徴（面積、深さ、標高）の比較



琵琶湖の価値

琵琶湖の豊かな自然環境としての価値、水源としての価値を守り育てることは、健全な生態系と安全・安心な水環境のため、とても重要です。

また、日々の暮らしの中で、私たちは琵琶湖の水産業の場としての価値、観光資源としての価値、学術研究の場としての価値に触れ、その恩恵を受けています。これらは人の暮らしと琵琶湖の関わりを再認識させてくれる大切な琵琶湖の価値です。

●古代湖としての価値

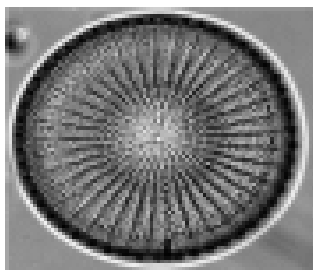
<琵琶湖博物館>

琵琶湖はおよそ 440 万年の歴史をもつ古代湖です。琵琶湖周辺から三重県伊賀市付近の丘陵に、湖沼や河川で堆積した古琵琶湖層群という地層が分布しています。この一連の地層は堆積年代によって分布地が異なっていますが、途切れずに現在の琵琶湖湖底の堆積物まで積み重なっています。その中で最も古い地層付近で見つかった火山灰層の年代とその下にある地層の厚さから、およそ 440 万年前である事が明らかになりました。また、これまで、琵琶湖の固有種は現在の琵琶湖が形成されたおよそ 100 万年前に誕生したと考えられていましたが、DNA 分析の結果から種類によってはそれ以前に誕生した可能性が出てきています。まさに、生息する固有の生物の進化の舞台となっています。

◆琵琶湖水系に生息する固有種

プランクトン（2種）

- スズケイソウ
- ニッポナイトケイソウ



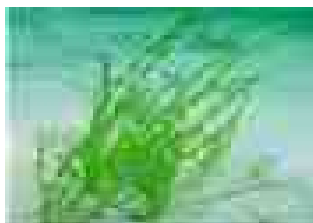
スズケイソウ

寄生動物（5種）

- 条虫類（2種）
- 鉤頭虫類（1種）
- 線虫類（1種）
- 吸虫類（1種）

水草（2種）

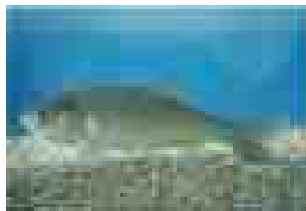
- ネジレモ
- サンネンモ



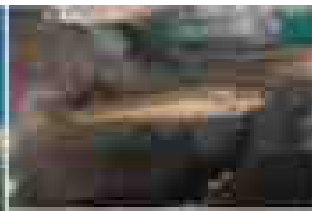
ネジレモ

魚類（16種）

- | | |
|---------|---------------|
| ビワマス | ニゴロブナ |
| アブラヒガイ | ビワコオオナマズ |
| ビワヒガイ | イワトコナマズ |
| ホンモロコ | イサザ |
| スゴモロコ | ビワヨシノボリ |
| ヨドゼゼラ | ウツセミカジカ |
| ワタカ | オオガタスジシマドジョウ |
| ゲンゴロウブナ | ビワコガタスジシマドジョウ |



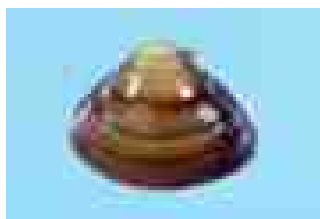
ニゴロブナ



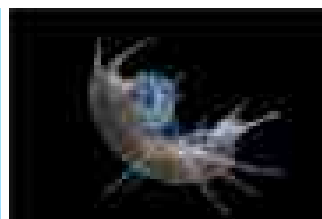
ホンモロコ

底生動物（39種）

- | | |
|------------|------------|
| オオツカイメン | カワムラヒメウズムシ |
| ビワオオウズムシ | イカリビル |
| ビワカマカ | アナンデルヨコエビ |
| ナリタヨコエビ | ビワコシロカゲロウ |
| ビワコエグリトビケラ | ホソマキカワニナ |
| ナガタニシ | クロカワニナ |
| ビワコミズシタダミ | ナンゴウカワニナ |
| フトマキカワニナ | モリカワニナ |
| タテヒダカワニナ | ナカセコカワニナ |
| ハベカワニナ | オオウラカワニナ |
| イボカワニナ | タテジワカワニナ |
| ヤマトカワニナ | タケシマカワニナ |
| カゴメカワニナ | カドヒラマキガイ |
| シライシカワニナ | イケチョウガイ |
| オウミガイ | オトコタテボシガイ |
| ヒロクチヒラマキガイ | メンカラスガイ |
| タテボシガイ | オグラヌマガイ |
| ササノハガイ | カワムラメシジミ |
| マルドブガイ | コバヤシミジンツボ |
| セタシジミ | |



セタシジミ



アナンデルヨコエビ

出典：J. Nakajima (2012) Zootaxa 3586: 103 - 130

H. Kawanabe, M. Nishino and M. Maehata (eds.) (2012)
 'Lake Biwa: Interactions between Nature and People'.
 Springer

●水源としての価値

<琵琶湖政策課>

琵琶湖は、本県をはじめ京都府、大阪府、兵庫県の近畿約1,450万人の水道水源であり、その他農業用水・工業用水などにも利用されています。

府県名	琵琶湖からの給水人口 (H25)
滋賀県	1,168,950人
京都府	1,807,760人
大阪府	8,840,928人
兵庫県	2,756,558人
合計	14,574,196人



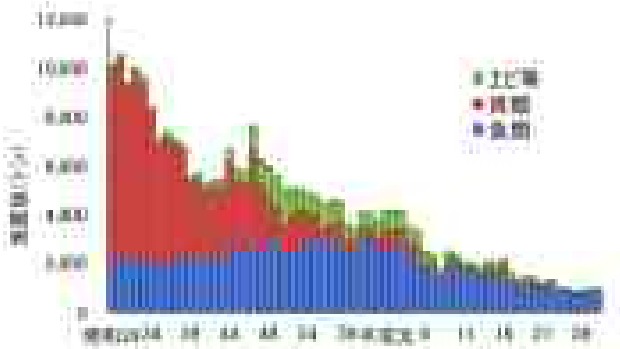
●水産業の場としての価値

<水産課>

コアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスなどの魚類をはじめ、セタシジミ、スジエビなど、平成28年(2016年)には947(外来魚を除く)トンの水揚げがありました。

琵琶湖の魚介類は独特の漁法で獲られ、ふなずしなどのなれずしや湖魚の佃煮、あめのうお御飯などの伝統食として、本県の産業や食文化を支えています。

◆類別漁獲量の推移

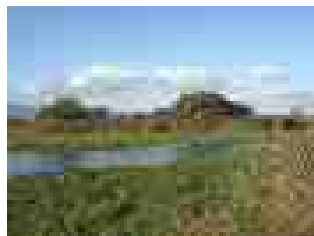


●ラムサール条約登録湿地としての価値

<自然環境保全課>

琵琶湖は、平成5年(1993年)に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地となりました。平成20年(2008年)には、県内最大の内湖である西の湖が拡大登録されました。

沿岸市と県が琵琶湖ラムサール条約連絡協議会を設立し、環境保全活動の支援、普及活動を行っています。



●観光資源としての価値

<観光交流局>

琵琶湖は20箇所を超える水泳場を有するとともに、湖上遊覧、ウォータースポーツなどの場となっています。

また、周辺の美しい自然環境と相まって、本県にとってかけがえのない観光資源であり、滋賀県全体では年間約5,077万人の観光客(平成28年)が訪れています。



●学術研究の場としての価値

<環境政策課>

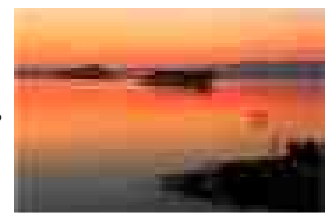
琵琶湖は生物・生態系、湖底遺跡などの学術研究の場となっており、本県の試験研究機関だけでなく、大学なども研究機関を設置し、各種研究を行っています。

●祈りと暮らしに関わる遺産としての価値

<文化財保護課>

古来、水は穢れを除き、病を癒すものとして祀られてきました。仏教の普及とともに東方の瑠璃色に輝く「水の浄土」の教主である薬師如来が広く信仰され、琵琶湖は「水の浄土」として見立てられました。その周囲には多くの寺社が建立され今日も多くの人々の心を引き付けています。また、琵琶湖の周囲で営まれる人々の暮らしの中には、山から水を引いた古式水道や湧き水を使いながら汚さないルールが伝わっています。湖辺の集落や湖中の島では、鮒ずしなどの独自の食文化やエリなどの漁法が育まれました。水郷や水辺の景観は古くから芸術や庭園に取り上げられ、近年では水と人の営みが調和した文化的景観として現代の人々を引き付けています。

琵琶湖とその水辺景観には日本人の高度な「水の文化」の歴史が集積されています。



竹生島の夕景

巻末資料③ 滋賀の環境のあゆみ

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1950(昭25)	・琵琶湖が我が国初の国定公園に指定(7月)	・「文化財保護法」制定(5月)
1953(昭28)	・台風により琵琶湖水位プラス100cm(9月)	
1956(昭31)		・「工業用水法」制定(6月)
1957(昭32)	・大中の湖干拓着手(5月)	・「自然公園法」制定(6月)
1958(昭33)	・比叡山ドライブウェイ開通(4月)	・「公共用水域水質保全法」、「工場排水規制法」制定(12月)
1959(昭34)	・クロステリウム大繁殖で京都市水道でろ過障害・台風による豪雨で琵琶湖水位プラス100cm(8月)	
1960(昭35)	・農業PCPで魚、シジミ被害(7月) ・琵琶湖水政対策本部設置	
1961(昭36)	・瀬田川洗堰完成(6月) ・豪雨で琵琶湖水位プラス110cm(6月)	
1962(昭37)	・農業PCPIによる魚介類の被害4億円に(7月)	・「ばい煙排出規制法」制定(6月) ・レイチェル・カーソン「沈黙の春」出版
1963(昭38)	・北湖一円にコカナダモ繁殖	
1964(昭39)	・琵琶湖大橋完成(9月) ・「鳥獣保護事業計画」策定(4月)	
1965(昭40)	・「自然公園条例」制定(12月) ・豪雨で琵琶湖水位プラス102cm(9月)	
1966(昭41)	・木ノ浜湖岸埋立完工(2月)	
1967(昭42)	・大中の湖干拓完成(10月)	・「公害対策基本法」制定(8月)
1968(昭43)	・米原町でアンチモン公害発生 ・びわこ博覧会開催(9月)	・「大気汚染法」、「騒音規制法」制定(6月)
1969(昭44)	・「公害防止条例」制定(3月) ・琵琶湖にカビ臭発生、京都市水道で初めてかび臭いと苦情(5月) ・大津市公共下水道が供用開始(4月)	・初の「公害白書」発表(5月)
1970(昭45)	・県「公害対策室」設置 ・京都、大津、大阪の水道で異臭、約400件もの苦情殺到(6月)	・「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」制定等公害関係14法案成立(12月)
1971(昭46)	・琵琶湖鳥獣保護区設定(12月)	・「悪臭防止法」制定(6月) ・環境庁発足(7月)
1972(昭47)	・「琵琶湖環境保全対策本部」設置 ・草津でPCB公害(3月) ・志賀町沖で局部的な赤潮(4月) ・琵琶湖に環境基準設定(4月) ・「琵琶湖環境保全対策」策定(5月) ・「自然保護憲章」制定(10月) ・「公害防止条例」全面改正(12月) ・水質汚濁防止法施行に伴い、「上乗せ条例」制定(12月) ・「大気汚染防止法の規定に基づく排出基準を定める条例」制定(12月)	・ローマクラブが「成長の限界」発表(2月) ・「自然環境保全法」制定(6月) ・「琵琶湖総合開発特別措置法」公布(6月) ・国連人間環境会議(ストックホルム会議)で「人間環境宣言」採択(6月) ・「琵琶湖総合開発計画」閣議決定(12月) ・国連環境計画(UNEP)設置(12月)
1973(昭48)	・琵琶湖にオオカナダモ大繁殖 ・彦根市沖に局部的な赤潮(7月) ・「琵琶湖環境保全対策本部」設置(8月) ・「滋賀県自然環境保全条例」制定(12月)	・「ワシントン条約」採択(3月)
1974(昭49)	・県が初の「公害白書」発表 ・県「生活環境部」設置(4月)	
1975(昭50)	・彦根市沖で局部的な赤潮 ・「自然環境保全基本方針」公表(4月)	
1976(昭51)	・琵琶湖環境権訴訟提訴(3月) ・草津市の井戸から高濃度の六価クロム検出(3月) ・県人口100万人突破(7月)	・「振動規制法」制定(6月)
1977(昭52)	・環境公害課、県内4保健所に新設(4月) ・草津市の水道でカビ臭発生(5月) ・ウログレナ赤潮大発生(5月) ・プランクトン異常発生対策連絡会議設置(5月) ・同発生調査委員会設置(6月) ・湖南、彦根で初の光化学スモッグ注意報(8月) ・合成洗剤追放全国集会、大津で開催(10月) ・県合成洗剤対策委員会設置(11月)	・「環境保全長期計画」策定(5月)
1978(昭53)	・赤潮発生中、湖水を導水していた志賀町の養殖池で魚のへい死事故発生(6月) ・「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議結成	
1979(昭54)	・「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(琵琶湖条例)」公布(10月)	
1980(昭55)	・「琵琶湖ABC作戦(新琵琶湖環境保全対策)策定(3月) ・琵琶湖条例施行(7月) ・全国生活排水対策連絡協議会、大津で設立総会(9月)	・「ラムサール条約」発効(10月) ・「ワシントン条約」、「ロンドン条約」発効(11月)
1981(昭56)	・「環境影響評価(アセスメント)要綱」制定(3月) ・環境庁主催「琵琶湖サミット」開催(7月) ・琵琶湖条例1周年を記念して、7月1日をびわ湖の日と決定(7月)	・環境庁「全国湖沼サミット」開催(9月) ・全国湖沼環境保全対策推進協議会設立(9月)
1982(昭57)	・琵琶湖流域下水道湖南中部処理区で一部供用開始(4月) ・琵琶湖研究所発足(4月) ・琵琶湖の藻類が異常繁殖、湖岸一帯に漂着、水泳場一時閉鎖や悪臭問題が発生	・琵琶湖総合開発特別措置法改正、平成3年度まで延長(3月)
1983(昭58)	・愛東町で農村下水道第1号供用開始(7月) ・びわ湖フローティングスクール「うみのこ」就航、小学生による琵琶湖体験学習始まる(8月) ・南湖に初のアオコ発生(9月) ・トリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染発見	
1984(昭59)	・県衛生環境センター、琵琶湖の魚介類からCNP、NIP検出(6月) ・「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)」制定(7月)	・湖沼水質保全特別措置法制定(7月) ・第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(8月) ・「湖沼水質保全基本方針」閣議決定(12月)
1985(昭60)	・水質汚濁防止法施行令改正で窒素・りんを湖沼の生活環境項目として規制対象項目に追加指定されたのに伴い、一部排水基準を見直し(7月) ・県が「湖国百景」決定(6月)	・オゾン層保護のためのウィーン条約採択(3月) ・琵琶湖が湖沼法による指定湖沼に閣議決定(12月)
1986(昭61)	・国際湖沼環境委員会(ILEC)設立(2月) ・滋賀県緑化基本構想「湖国のみどり2001構想」策定(4月) ・風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地域」の指定を告示、指定面積は琵琶湖全域と陸域を合わせ74,000ha(8月)	・第2回世界湖沼会議(マキノウ・ミンガン州)開催(5月)
1987(昭62)	・湖沼法に基づき「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「自然保護計画」策定(4月) ・県公害対策審議会が地域環境計画を「湖国環境プラン」として答申、県決定(6月) ・水草・水の華対策検討委員会設置(9月) ・南湖水質改善総合対策事業着手	・モントリオール外交会議で「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択(9月)
1988(昭63)	・「よみがえれ琵琶湖」署名運動、約34万人の署名を添えて県議会に早急に実効ある家庭排水対策求める誓願書を提出、採択される(10月)	・「オゾン層保護法」制定(5月) ・第3回世界湖沼会議(バロン湖沼・ハンガリー)開催(9月)
1989(平元)	・「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」策定(2月) ・北湖でアユ400万匹が変死、アユ固有のビブリオ菌が原因と判明(7月) ・南湖でコカナダモが異常繁殖し、大量に湖岸に漂着、異臭を放つ(7月)	・「ハーグ環境会議宣言」採択(3月) ・「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択(3月)
1990(平2)	・彦根市や愛知川町の12地点の井戸から有機塩素系化合物の四塩化炭素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが基準値を上回って検出 ・滋賀県で全国初の「環境生協」が旗揚げ(3月) ・県、琵琶湖の赤潮監視のための監視体制をスタート(4月) ・県が琵琶湖の総合的な保全をめざした新たな制度づくりのための「琵琶湖保全制度検討会」を設置(5月) ・「生活雑排水対策推進要綱」制定	・国際環境自治体協議会(ICLEI)設立(9月) ・第4回世界湖沼会議(杭州・中国)開催(9月) ・「地球温暖化防止行動計画」決定(10月)

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1991(平3)	・琵琶湖北湖でピコプランクトンが異常発生(6月) ・生態学琵琶湖賞第1回授賞式典開催(7月)	・「再生資源利用促進法」制定(4月)
1992(平4)	・「第2期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「瀬田川洗堰操作規則」制定(3月) ・ヨシ群落保全条例を施行(7月) ・ごみ散乱防止条例を施行(7月)	・ダブリン水会議(アイルランド)開催(1月) ・国連環境開発会議(地球サミット)で「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択(6月) ・「自動車NOx法」制定(6月) ・UNEP国際環境技術センター(大阪、滋賀)設置(10月)
1993(平5)	・琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に決定(6月) ・「公共工事の環境対策の手引」を制定(8月)	・第5回世界湖沼会議(ストレーサ・イタリア)開催(5月) ・「環境基本法」制定(11月)
1994(平6)	・「アジェンダ21滋賀」策定(4月) ・「生物環境アドバイザー制度」導入(6月) ・琵琶湖北湖で初めてのアオコの発生(8月) ・「環境にやさしい物品購入基本方針」策定(8月) ・琵琶湖の水位が基準面からマイナス123cm(観測史上最低水位)(9月)	・「環境基本法」に基づく「環境基本計画」閣議決定(12月)
1995(平7)	・UNEP国際環境技術センター開設(4月) ・県立大学に全国初の環境科学部を開設	・第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦・茨城)開催(5月) ・「容器包装リサイクル法」制定(6月) ・「生物多様性国家戦略」策定(10月)
1996(平8)	・「環境基本条例」、「生活排水対策推進条例(みずすまし条例)」、「上乗せ条例(小規模事業場の排水規制)」改正施行(7月) ・県立琵琶湖博物館が開館(10月)	・グリーン購入ネットワーク発足(2月)
1997(平9)	・「第3期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖総合開発事業」終了(3月) ・県「琵琶湖環境部」設置(4月) ・「滋賀県環境総合計画」を策定(10月) ・琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会が「琵琶湖水質保全対策行動計画」を策定(10月)	・第1回世界水フォーラム(マラケシュ・モロッコ)開催(3月) ・「環境影響評価法」制定(6月) ・「河川法」改正(環境保全を目的に追加)(6月) ・第7回世界湖沼会議(ラカール・アルゼンチン)開催(10月) ・地球温暖化防止京都会議(COP3)開催「京都議定書」採択(12月)
1998(平10)	・「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」を制定(2月) ・県工業技術総合センターが、都道府県としては初めてISO14001の認証を取得(3月) ・「環境自治推進員制度」を創設(7月) ・「アイドリングストップ条例」を制定(10月) ・「環境影響評価条例」制定(12月) ・「滋賀県フロン回収・処理推進協議会」が設立(12月)	・「家電リサイクル法」制定(6月) ・「地球温暖化対策推進大綱」決定(6月) ・「地球温暖化対策推進法」制定(10月)
1999(平11)	・「地球温暖化防止対策地域推進第1次計画」を制定(11月) ・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立	・第8回世界湖沼会議(コペンハーゲン・デンマーク)開催(5月) ・「PRTR法」制定(7月)
2000(平12)	・県庁がISO14001の認証を取得(3月) ・「大気環境への負荷の低減に関する条例」を制定(3月) ・景観指針「淡海風景プラン」を策定(3月) ・「マザーレイク21計画」を策定(3月)	・第2回世界水フォーラム(ハーグ・オランダ)開催(3月) ・大津でG8環境大臣会合開催(4月) ・「グリーン購入法」「建設リサイクル法」制定(5月) ・「循環型社会形成推進基本法」、「食品リサイクル法」制定(6月) ・「新環境基本計画」決定(12月)
2001(平13)	・フロン回収認定店制度創設(1月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を地方行政機関に拡大(2月) ・環境こだわり農産物認証制度創設(4月) ・「夢〜舞めんと滋賀」開催(3/24~11/18) ・滋賀県緑化基本構想「淡海のみどり2010構想」策定(6月)	・環境庁、環境省へ昇格(1月) ・第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(11月) ・「自動車NOx・PM法」制定(6月)
2002(平14)	・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を企業庁、試験研究機関、県立学校等に拡大(3月) ・「第4期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「廃棄物処理計画」策定(3月) ・「ごみ散乱防止条例」改正(罰則規定や清掃活動への参加指導等を追加)施行(4月) ・「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」制定(10月) ・「ヨシ群落保全条例」の改正(ヨシの有効な利用に関する事項の追加、規制対象行為の拡充)(12月)	・新「地球温暖化対策推進大綱」決定(3月) ・「新・生物多様性国家戦略」策定(3月) ・「土壌汚染対策法」制定(5月) ・「京都議定書」締結(6月) ・「自動車リサイクル法」制定(7月) ・持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)において、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」採択(9月) ・「自然再生推進法」制定(12月)
2003(平15)	・「環境こだわり農業推進条例」制定(3月) ・「産業廃棄物税条例」制定(3月) ・「自然公園条例」の改正(特別地域における行為規制等を追加)(3月) ・「地球温暖化対策推進計画」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県立3病院に拡大(3月) ・「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」策定(9月) ・「環境こだわり農業推進基本計画」策定(12月)	・第3回世界水フォーラム(琵琶湖・淀川)開催(3月) ・「循環型社会形成推進基本計画」策定(6月) ・「環境保全活動・環境教育推進法」制定(7月) ・第10回世界湖沼会議(シカゴ・イリノイ州)開催(6月)
2004(平16)	・「琵琶湖森林づくり条例」制定(3月) ・「環境学習の推進に関する条例」制定(3月) ・「新滋賀県環境総合計画」策定(3月) ・「水辺エコトーンマスタープラン」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県庁全機関に拡大(3月) ・「環境農業直接支払交付金制度」を創設(4月) ・都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」協議会の設置(4月) ・「ヨシ群落保全基本計画」改定(6月) ・「環境学習推進計画」策定(10月) ・「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」策定(12月)	・「ヒートアイランド対策大綱」決定(3月) ・「外来生物法」制定(6月) ・「景観法」制定(6月)
2005(平17)	・「リサイクル製品認定制度」を創設(3月) ・滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所(6月) ・滋賀県環境学習支援センター開設(6月) ・「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定(7月)	・「京都議定書」発効(2月) ・愛・地球博(名古屋市)開催(3月~9月) ・「琵琶湖淀川流域圏の再生計画」策定(3月) ・「湖沼水質保全特別措置法」改正(6月) ・第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)開催(10月)
2006(平18)	・「国際湿地再生シンポジウム2006」において「湿地再生琵琶湖宣言」採択(1月) ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例」制定(3月) ・「第二次滋賀県廃棄物処理計画」策定(6月) ・「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定(12月)	・第4回世界水フォーラム(メキシコシティ・メキシコ)開催(3月)
2007(平19)	・「野生動植物との共生に関する基本計画」策定(3月) ・「第5期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「滋賀県庁地球温暖化対策実行計画」改定(9月)	・第12回世界湖沼会議開催(ジャイプール・インド)(10月) ・IPCCの第4次評価報告書(11月)
2008(平20)	・「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画」改定(3月) ・「第二次緑化基本計画」策定(3月)	・神戸でG8環境大臣会合開催(4月)
2009(平21)	・「滋賀県ピオトープネットワーク長期構想」策定(2月) ・「第三次滋賀県環境総合計画」策定(12月)	・第5回世界水フォーラム(イスタンブール・トルコ)開催(3月) ・第13回世界湖沼会議開催(武漢・中国)(11月)

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
2010(平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議(略称:COP10)(名古屋市)開催(10月) ・関西広域連合発足(12月)
2011(平23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヨシ群落保全基本計画」(2月) ・新しい滋賀県庁環境マネジメントシステム構築(2月) ・UNEP 国際環境技術センター滋賀事務所廃止(3月) ・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ・「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ・「マザーレイク21計画(第2期)」改定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際森林年 ・第14回世界湖沼会議開催(オースティン・米国)(11月)
2012(平24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定(3月) ・「第6期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「マザーレイクフォーラム」設立(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回世界水フォーラム開催(マルセイユ・フランス)(3月) ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)で成果文書「我々の求める未来」採択(6月) ・先進陸水海洋学会日本大会開催(大津)(7月) ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(7月) ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9月) ・「地球温暖化対策のための税」施行(10月)
2013(平25)	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定(3月) ・「内湖再生全体ビジョン」策定(3月) ・「滋賀県環境プラザ」設立(草津市矢橋町)(4月) ・湖南省友好提携30周年記念事業(次世代を担う子どもたちの友好交流の実施など)(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小型家電リサイクル法」(4月) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(5月) ・ストックホルム条約第6回締約国会議、バーゼル条約第11回締約国会議及びロッテルダム条約第6回締約国会議、並びに第2回3条約拡大合同締約国会議(ExCOPs2)の開催(ジュネーブ・スイス)(5月) ・国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)(ワルシャワ・ポーランド)(11月)
2014(平26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖環境研究推進機構」発足(4月) ・「第四次滋賀県環境総合計画」策定(10月) ・「滋賀県環境学習等推進協議会」発足(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第15回世界湖沼会議開催(ペルー・ジャイタリア)(9月) ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議(愛知県名古屋市、岡山市)(11月)
2015(平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性しが戦略」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり条例」改正(3月) ・「滋賀県水源森林地域保全条例」制定(3月) ・「滋賀県産業振興ビジョン」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回世界水フォーラム開催(テグ市およびキョンジュ市・韓国)(4月) ・「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定(4月) ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」制定(9月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(パリ・フランス)(11月)「パリ協定」採択(11月)
2016(平28)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次滋賀県環境学習推進計画」策定(3月) ・「しがエネルギービジョン」策定(3月) ・「滋賀県こだわり農業推進基本計画」策定(3月) ・「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定(4月) ・富山でG7環境大臣会合開催(5月) ・「パリ協定」発効(11月) ・気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)(11月) ・第16回世界湖沼会議開催(インドネシア・バリ)(11月)
2017(平29)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定(3月) ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定(3月) ・国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室の開設(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(ドイツ・ボン)(11月)
2018(平30)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第五次環境基本計画」策定(4月) ・「気候変動適応法」制定(6月)

お問い合わせ先

◆琵琶湖環境部	TEL
○環境政策課	077-528-3354
○琵琶湖政策課	077-528-3463
○琵琶湖保全再生課	077-528-3451
○温暖化対策課	077-528-3493
○循環社会推進課	077-528-3471
○下水道課	077-528-4211
○森林政策課	077-528-3911
○森林保全課	077-528-3931
○自然環境保全課	077-528-3481

◆地方行政機関	TEL
○南部環境事務所	077-567-5444
○甲賀環境事務所	0748-63-6134
○東近江環境事務所	0748-22-7758
○湖東環境事務所	0749-27-2255
○湖北環境事務所	0749-65-6650
○高島環境事務所	0740-22-6066
○西部・南部森林整備事務所	077-527-0655
西部・南部森林整備事務所高島支所	0740-22-6029
○甲賀森林整備事務所	0748-63-6116
○中部森林整備事務所	0748-22-7718
○湖北森林整備事務所	0749-65-6616

◆公社・財団等	TEL
○公益財団法人国際湖沼環境委員会	077-568-4567
○滋賀県地球温暖化防止活動推進センター（淡海環境保全財団内）	077-569-5301
○公益財団法人淡海環境保全財団	077-569-5301
○公益社団法人滋賀県環境保全協会	077-525-2061

◆環境関連機関	TEL
○琵琶湖環境科学研究センター	077-526-4800
○琵琶湖博物館	077-568-4811
琵琶湖博物館環境学習センター	077-568-4818
○南部流域下水道事務所	077-564-1900
湖西担当	077-579-4611
○北部流域下水道事務所	0749-26-6633
高島担当	0740-22-5255
○衛生科学センター	077-537-3050
○工業技術総合センター	077-558-1500
○東北部工業技術センター	0749-62-1492
○農業技術振興センター	0748-46-3081
○畜産技術振興センター	0748-52-1221
○水産試験場	0749-28-1611
醒井養鱒場	0749-54-0301
○滋賀県立大学	0749-28-8200

滋賀の環境 2018

（平成 30 年版環境白書）

平成 31 年（2019 年）○月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1
TEL 077-528-3354
FAX 077-528-4844
E-mail de00@pref.shiga.lg.jp
〇〇〇〇会社

印刷